

みつばちカード会員規約（茨城・千葉エリア）

●みつばちカード（電子マネー機能付きポイントカード）会員規約

本規約は、株式会社東京さえき（以下「当社」という）が発行するみつばちカード全般に関して規定するものであり、みつばちカードに付随するポイントカード機能に関する規約はみつばちカードポイントサービス利用規約、電子マネー機能に関する規約はみつばちカード電子マネーサービス利用規約が適用されます。

第1条（定義）

(1) 会員とは、本規約内容を承認の上、所定の手続きをされ当社が入会を認めて、みつばちカードの発行を受けたお客様をいいます。

(2) みつばちカードとは、会員がポイントサービスを受けるため、また、電子マネーを管理および利用するためのカードをいいます。

第2条（入会方法）

所定の入会申込書に必要事項を記入いただき、申し込みください。（その場でカードを発行します。）

第3条（みつばちカードの発行）

(1) 記入いただいた入会申込書と引き換えにみつばちカードを発行いたします。

(2) みつばちカードはお一人様1枚の発行となります。

(3) 会員はカード発行手数料として当社所定の発行手数料（100円）を支払うものとします。

(4) 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第4条（みつばちカードの有効期限）

カードの有効期限は、最終ご利用日から5年間となります。有効期限を過ぎますとカードは無効となります。

第5条（届出事項の変更）

住所、氏名、電話番号などの届出内容に変更があった場合、速やかに入会受付店舗へ申し出てください。

第6条（個人情報の管理・利用）

当社は会員から申込等でご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じて管理いたします。また、会員へのサービスの提供とサービス機能の強化を図る事を前提として、個人情報および利用履歴をブルーチップ株式会社（以下「ブルーチップ」という）へ提供します。お客様は、当社およびブルーチップが、以下に示す利用目的の範囲内で利用する事をあらかじめ同意いただくものとします。

(1) 会員からの各種お問い合わせへの対応。

(2) 紛失、盗難等によるみつばちカードの利用停止及び再発行での本人確認等への対応。

(3) 商品、サービス、特典等をDM、お電話等でご案内する事があります。

(4) 会員のサービス利用動向分析、市場調査、商品開発等で、統計資料を作成することがあります。

(5) カードを含む取得物のご連絡に利用する事があります。

(6) 国の機関または地方公共団体の、法令の定める業務を遂行する事に協力する場合があります。

(7) システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する目的等で、みつばちカードの利用状況について調査、および情報収集を行うことがあります。

上記以外の目的で個人情報を利用する場合には、改めて利用目的を明示して、会員の同意をいただくものとします。

第7条（業務委託）

当社は、本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第9条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛て通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第10条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

●みつばちカードポイントサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、みつばちカードに付帯する「ポイントサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（会員特典）

(1) みつばちカード加盟店でのお買物の際に、現金又は「みつばちカード電子マネー」でのお買上げ 200 円（税抜）ごとに 1 ポイント加算致します。

(2) ポイントの有効期限は、最終ご利用日から 1 年間となります。1 年間を経過しますと累計ポイントは失効し、無効となります。

(3) ポイントは 100 ポイント単位で 100 円（税込）分のお買い物にご使用頂けます。

(4) 100 ポイント未満の端数ポイントは、お買い物にはご利用いただけません。

(5) ブルーチップカタログで 400 ポイントを 1 ブックとして、商品との交換サービスをご利用いただけます。

第3条（ポイントサービスの利用）

(1) みつばちカード加盟店全店でご利用になれます。

(2) レジ精算時に、事前にカードをご提示ください。（事前に提示がない場合はポイントが付与されません。）

(3) 一部商品（たばこ・ギフト券・商品券・ビール券等）は、ポイント付与対象外となります。

第4条（みつばちカードの紛失・盗難・破損・汚損等による再発行）

(1) みつばちカードの紛失、盗難、破損、汚損した場合、速やかに入会受付店舗へ申し出て、カード再発行の手続きを行ってください。（旧カードに残っているポイントは再発行された新カードに移行いたします。残ポイントの移行にはお時間を頂戴いたします。）

(2) 会員は、みつばちカードの再発行に伴い、当社所定の発行手数料を支払うものとします。

第5条（退会）

会員から退会される場合には、入会受付店舗へカードを返却してください。退会された場合、カードに貯められたポイントは全て失効となります。

●みつばちカード電子マネーサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社さえきセルバホールディングス（以下「当社」といいます。）が発行する、みつばちカードに付帯する「電子マネーサービスについて規定するもので、みつばちカードの利用者（以下「お客様」という）は本規約に従ってお取引いただくものとします。また、みつばちカードはポイントカードとの一体型カードで、ポイントカード利用でのサービスに関しましては、別に定めるポイントカード利用規約が適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) みつばちカード電子マネー(以下「電子マネー」といいます。)とは、当社が発行するみつばちカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) みつばちカード電子マネーサービス(以下「電子マネーサービス」といいます。)とは、お客様が当社の電子マネーサービス利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務（以下「商品等」という）の対価の全部、または一部の支払いとして、当社所定の方法によりみつばちカードにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) チャージとは、第3条に定める方法により、お客様がみつばちカードに電子マネーを加算することをいいます。
- (4) 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第3条（チャージ）

(1) お客様は、当社所定の場所、方法にて、みつばちカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり49,000円までチャージすることができ、1枚のみつばちカードに対して、上限90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等でおお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは1枚のみつばちカードに対して10,000円以下と致します。1枚のみつばちカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

第4条（みつばちカード電子マネーサービスの利用）

- (1) お客様は、当社電子マネーサービス利用店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事が出来るものとします。ただし、宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品(各種商品券など)について、利用を制限する場合があります。
- (2) お客様が当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4) お客様が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限ります。
- (5) お客様は電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、お客様は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第5条（みつばちカード電子マネー残高）

電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することが出来ます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は当社の定めるところによります。照会に際しての、電話料金及びインターネット利用料金等はお客様のご負担となります。

第6条（みつばちカード資格の有効期限・みつばちカード資格喪失後の残高取扱）

(1) お客様は、最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年後をもって自動的にみつばちカードの利用が出来なくなります。また、みつばちカードは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。

(2) みつばちカードの有効期限は、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。照会に際しての、電話料金、及びインターネット利用料金はお客様のご負担となります。

第7条（みつばちカード電子マネーの合算および移行）

(1) 複数のみつばちカードの電子マネー残高を合算することはできないものとします。

(2) お客様は当社が認めた場合を除き、みつばちカードの電子マネーを他のみつばちカードに移行することはできないものとします。

第8条（みつばちカード電子マネーサービスの利用ができない場合）

お客様は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1) 当社電子マネー利用店が、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) みつばちカードの破損、または当社電子マネー利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条（換金等不可）

第17条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第10条（みつばちカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

当社が認めてみつばちカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行されたみつばちカードに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第3条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第11条（みつばちカード紛失・盗難等による再発行等）

(1) 紛失・盗難により、当社が認めてみつばちカードが再発行された場合、当社でみつばちカードの利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行されたみつばちカードに引き継がれるものとします。

(2) お客様がカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、おおよそ5日程度を要することをお客様は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) お客様が紛失・盗難届出時に電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したみつばちカードに残ったままカード有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4) お客様が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、当社でカードの再発行ができない場合、電子マネー残高は引き継げないものとします。

(5) お客様はみつばちカードの再発行に伴い、発行手数料をお支払いいただくものとします。

第 12 条（不正使用等の禁止）

お客様はみつばちカードの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、お客様が本規約に違反したとき、当社は当該お客様に対し電子マネーサービスを終了できるものとします。また、本規約に違反した事により当社および他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うことがあります。

第 13 条（貸与等の禁止）

お客様は、みつばちカードを他人に貸与もしくは譲渡し、または質入れ等の担保に供する事はできません。

第 14 条（退会および電子マネーサービスの停止）

(1) お客様は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスが利用できなくなります。

(2) お客様が本規約に違反したとき、およびみつばちカードの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当該お客様に対して、事前に通知または催告することなく、電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該お客様の電子マネー残高は返還しないものとします。

(3) お客様が死亡した場合には、みつばちカードを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行われたいものとします。

第 15 条（当社との紛議）

(1) お客様が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、お客様は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 16 条（規約の変更）

(1) 当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、電子マネーサービスを利用した商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2) 前項の告知がなされた後、お客様が退会することなく 1 ヶ月が経過した場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 17 条（みつばちカード電子マネーサービスの終了）

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化

②法令の改廃

③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 18 条（制限責任）

第 8 条に定める理由、およびその他の理由により、お客様が電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

●利用規約 追記事項

有効期限※1を超過し、使用不可となったカードの電子マネーの内、『支払い時に付与された「プレゼント」残高』※2についてのみ、お客様からの申告があった場合に限り再有効化を行います。『支払い時に付与された「プレゼント」残高』の再有効化に際し、お客様お手元の当該会員カードや会員ID※3等、本人確認可能な証明書もしくは情報の提示を求める場合がございます。ご対応いただけない場合には再有効化が行えない可能性がございますので、予めご了承くださいませようお願い致します。再有効化が可能な、『支払い時に付与された「プレゼント」残高』は、有効期限を超過した時点でカード内に残存しているプレゼント残高に限ります。原則としてお客様のご依頼日から15営業日以内に再有効化の処理を致します。尚、再有効化完了後の通知は致しかねますので予めご了承くださいませ。

※1最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後に電子マネーをチャージした日から5年をもって有効期限が切れ、自動的にみつばちカードの利用が出来なくなり、カードの残高は無効となります。

※2「プレゼント」残高とは、「キャッシュレス・消費者還元事業」などのキャンペーンにおいて、お客様の電子マネーお支払い金額に応じて付与する電子マネー(プレミアム)です。プレミアムの付与は1枚のみつばちカードに対して10,000円以下とし、1枚のみつばちカードに蓄積できる電子マネーの上限額は、プレミアムを含め100,000円です。尚、電子マネーでのお支払い時には、プレミアムから先に差し引かれる仕組みです。

※3会員IDは、ポイントカード番号(会員番号)のことで、その他、詳しくはみつばちカード会員規約をご確認下さい。

●電子マネー機能付きカード裏面の会社名表記について

現在ご使用いただいております、電子マネー機能付きカードの裏面には、「みつばちカード発行元：株式会社茨城さえき」と旧社名が表記されておりますが、引き続きそのままご使用いただけます。

【ご相談窓口】

みつばちカード及びみつばちカード電子マネーサービス、個人情報等に関するお問い合わせご相談は、当社ホームページのお問い合わせページ、又は下記までお願いします。

株式会社東京さえき(茨城営業部)

〒314-0006 茨城県鹿嶋市宮津台 4769-3

(電話) 0120-088-005 土、日、祝日を除く 10時~17時

改正資金決済法等の施行に伴うみつばちカード利用者への情報提供について

2021年5月1日改正資金決済法等の施行に伴い、みつばちカード利用者の保護に関する措置について、下記の通りお知らせします。

利用者資金の保全方法

(1) 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

(2) 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払い支払い手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行補償金について、他の債権に先立ち弁済を受けることができます。

(3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

金銭による供託を行っています。

無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

* 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと

紛失・盗難により、当社が認めて再発行された場合、当社でみつばちカードの利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行されたみつばちカードに引き継がれるものとします。その他詳細については、みつばちカード利用規約第11条をご確認ください。